



～商工会は行きます 聞きます 提案します～

No.81

# まつえ北商工会かわら版

令和7年12月

まつえ北商工会



バックナンバーはこちら→



鹿島本所 ☎82-2266  
八束支所 ☎76-2041

## 最低賃金の改定について

令和7年11月17日から島根県の最低賃金が改定されました！！  
従業員の賃金が改定後の最低賃金を上回っているか確認しましょう。



### ◎日給の場合

(日給 ●円) ÷ (1日の所定労働時間) = (時間額 ●円) ≥ (最低賃金1,033円)

### ◎月給の場合

(1日の所定労働時間) × (年間所定労働日数) ÷ 12か月 = 月の平均所定労働時間  
(月給 ●円) ÷ 月の平均所定労働時間 = (時間額 ●円) ≥ (最低賃金1,033円)

※1) 1日の所定労働時間は、就業規則で定める休憩時間を除く始業から終業までの時間

※2) 年間所定労働日数は、就業規則で定める休日、休暇を除く1年間の労働日数

※3) 時間額を出すとき、1円未満の端数は四捨五入

最低賃金には、①臨時に支払われる賃金 ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金  
③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金 ④皆勤手当、通勤手当、および  
家族手当は含まれません。

島根労働局が取り扱う、労働者の賃金引上げを図る事業主を支援するための助成金をご紹介します。賃金引き上げに向けて是非ご利用ください！

### (1)働き方改革推進支援助成金

労働時間削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小事業  
主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する  
設備・機器の導入等を実施し成果を上げた場合に助成します。



### (2)キャリアアップ助成金

正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、  
その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者  
など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。



## マル経融資を活用しませんか？

マル経融資は、商工会の経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人・低金利でご利用できる制度です。商工会は皆様の経営・資金繰りをサポートします。お気軽に商工会までご相談ください。

### 【マル経融資（小規模事業者経営改善資金）】

- ・融資対象 商業・サービス業：常時使用する従業員が5人以下の事業者  
製造業・その他：常時使用する従業員が20人以下の事業者
- ・融資限度額 2,000万円以内
- ・資金使途 運転資金および設備資金
- ・返済期間 10年以内（うち据置期間2年以内）
- ・利率(年) 2.00%（令和7年11月4日現在）※毎月変動
- ・融資機関 日本政策金融公庫



## 相続登記の義務化！放置すると罰金も！

令和6年4月1日より相続登記（名義変更）が義務化されました。工場・店舗・事務所・倉庫などの事業用不動産も対象となります。未対応の場合、罰金の対象となるだけでなく、将来の事業承継にも支障をきたす恐れがあります。大切な事業を守るため、今すぐご確認ください。

### 【義務化のポイント】

- ・開始日 令和6年4月1日から
- ・登記期限 相続の開始を知った日から3年以内に  
**※過去の相続も対象。対応期限は令和9年3月31日まで**
- ・罰則 正当な理由なく怠った場合、10万円以下の過料



### 【事業者の皆様へ】

- ・相続登記をしていない不動産がないか、権利証や固定資産税の納税通知書などでご確認をお願いします。未登記の不動産がある場合は法務局や司法書士へご相談ください。

## 商工会 会員募集

まつえ北商工会では、鹿島町・島根町・美保関町・八束町で事業を営んでいる方の支援を行っています。皆様のお近くで商工会に入っていない事業所様がおられましたら、ぜひ事務局までお声がけいただきますようお願いいたします。当会は様々なご相談に対応します！

**起業のご相談** ・ これから起業しようと考えている方、起業して間もない方の、どんな小さな悩みもお受けいたします。

**融資のご相談** ・ 事業資金、創業資金、設備投資など経営状況に応じて日本政策金融公庫や県の融資制度をご紹介しております。

**補助金のご相談** ・ 事業者の皆さんのお話を伺った上で、条件に適した補助金制度をご提案します。事業計画の作成や実績報告をサポートをいたします。

**税務のご相談** ・ 日々の帳簿、決算書・確定申告の作成までサポートいたします。また記帳業務の代行サービス（有料）も行っております。

**その他の支援** ・ 労働保険の事務受託、各種共済等の募集業務、経営セミナーの企画運営。また会員間の交流を深めるため親睦旅行等のイベントも行っております。

## 年末調整のお知らせ

年末調整を行う時期となりました。税務署から送付される年末調整関係書類や、従業員の控除証明書など、書類を整理して取り掛かりましょう。

源泉所得税の納付の特例申請をしている事業者の方は、7月～12月分の源泉徴収税額を**令和8年1月20日（火）**までに納付する必要があります。商工会で年末調整事務指導を受けている事業所の方には、後日指導日をご案内しますのでご確認ください。



令和7年度の税制改正により、所得税の基礎控除の見直し等変更点があります。詳しくは国税庁のHPをご確認ください。

## 確定申告の準備をはじめましょう

**令和7年分の確定申告期間：令和8年2月16日（月）～3月16日（月）**

確定申告の時期が近づいてきました。申告に必要な証明書等が手元に届き始めます。紛失した場合、再発行に時間がかかることがありますので、大切に保管してください。

### ①「確定申告のお知らせ」ハガキ（見本→）

来年1月下旬に送付されます。所得税の中間納付金額、消費税の申告方法、振替納税の利用内容等の重要な情報が記載されていますのでご確認ください。

商工会で決算・申告をされる方は、担当者にご提出ください。



### ② 各種控除証明書等

**【10～11月に届く主な書類】**

- ◆生命保険料控除証明書
- ◆地震保険料控除証明書
- ◆住宅借入金の年末残高証明書
- ◆国民年金控除証明書
- ◆小規模企業共済掛金払込証明書



**【1月に届く主な書類】**

- ◆公的年金等の源泉徴収票（見本→）
- ◆支払調書・源泉徴収票など
- ◆国民健康保険の源泉徴収票

## 職員コラム

早いもので今年も残りわずかとなりました。

已年の2025年は物価高騰の波に追われ、育ち盛りを3人抱える筆者はヘビのように這いつくばって過ごしてきたように思います。

2026年は申告時期とダブル受験のトリプル卒業…で公私ともに慌ただしい幕開けとなりそうですが、年末はしっかり充電し、子供たちに負けず飛躍できるよう頑張りたいと思います。

笑顔と元気で軽やかに前に進む1年となりますように…(Y. N)





## 子育て・介護と

両立できる職場づくりに  
取り組む企業を応援します

子育て・介護と両立しやすい職場づくり奨励金

# 10万円

[1制度導入]

上限20万円  
以下のいずれかの制度を新たに導入し、子育てや介護をしている労働者が制度を一定以上利用した場合に、奨励金を支給します。

支給区分1：時間単位の年次有給休暇制度  
支給区分2：育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度、  
始業・終業時刻の繰上げ繰下げ制度、フレックスタイム制度

働きやすく、子育てや介護もしやすい職場がうれしいね！

## 出産後の職場復帰に

取り組む企業を応援します

誰もか、高まること。  
だからもの。



出産後職場復帰奨励金

労働者数30人未満の事業所

はじめて申請する場合

**20万円／人**  
2回目以降  
**10万円／人**

労働者数30人以上50人未満の事業所

**10万円／人**

出産した労働者が、育児休業を3ヶ月以上取得し、その労働者を、職場復帰後3ヶ月以上雇用している場合に、奨励金を支給します。



対象事業者：島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等  
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

対象事業所：常時雇用する労働者数50人未満の島根県内の事業所

申請期間：対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して**6ヶ月以内**



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 | 島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590

安心

活気

やる気

## 働くみんなに 退職金効果！

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安心

国の退職金制度

掛金の一部を  
国が助成します。

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません。

簡単

外部積立型だから  
管理もラクラク

転職先でも引き継げる  
「通算制度」があります。

●パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。 ●他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

